

2020.6.1

会員各位

平素より毎々格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。

---

◆「児童福祉施設における『食事摂取基準』を活用した食事計画について」など◆

これまで児童福祉施設における食事の提供は、「日本人の食事摂取基準（2015年版）」を参考に実施されてきたところですが、昨年12月に「日本人の食事摂取基準(2020年版)」策定検討会報告書が策定されたことに伴い、「食事による栄養摂取量の基準」（令和2年1月21日厚生労働省告示第10号。以下「食事摂取基準」とします）が改正され、令和2年4月1日から適用されることとなりました。

これに伴い、3月31日付で事務連絡「児童福祉施設における『食事摂取基準』を活用した食事計画について」などが発出され、今年度当初より施行されています。児童福祉施設に向けて「食事摂取基準」を活用した食事計画の基本的考え方や策定に当たっての留意点などが示されておりますので、是非ともご確認ください。

また、委託費や施設型給付費においても、これまで3月のみの加算であった「栄養管理加算」が通年の加算となり、加算額も拡充・細分化されるなど、栄養士を活用した献立やアレルギー対応、食育等に関する継続的な指導等が求められてきていることが公定価格からも読み取れます。

なお、放課後児童健全育成事業や家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業などにおいても、上掲の通知において「児童福祉施設と同様に取り扱うことが望ましい」とされております。

このほか、妊産婦や子どもに関わる保健医療従事者が基本的事項を共有して支援を進めていくことができるよう、保健医療従事者向けに平成19年に作成された「授乳・離乳の支援ガイド」が2019年3月に改定され、厚労省HPにて公表されています。

厚労省の乳幼児栄養調査やリサーチ会社、シンクタンクなどによる妊産婦への各種調査結果なども掲載されており、保育所等で行う子育て支援の検討の一助ともなりそうです。児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T200416N0020.pdf>

児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T200416N0030.pdf>

日本人の食事摂取基準（2020年版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10904750/000586553.pdf>

※ページ数が膨大（全494ページ）ですので、主として乳幼児に関する記述となっている部分のみをお知らせいたします（下記参照）。

目次：6 ページ

I 総論：1～50 ページ

II 各論

1 エネルギー・栄養素：51～376 ページ

2 対象特性

2-1 妊婦・授乳婦：378 ページ

2-2 乳児・小児：396 ページ

乳児・小児における食事摂取基準（再掲）：403 ページ

授乳・離乳支援ガイド（2019.3 改訂）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11908000/000496257.pdf>

授乳・離乳支援ガイド 2019 年改訂版概要

<https://www.mhlw.go.jp/content/11908000/000496256.pdf>

◆新型コロナ関連・事務連絡「職員の賃金及び年次有給休暇等の取扱いについて」等◆

5 月 29 日、新型コロナウイルス感染症に関連する事務連絡「保育の提供の縮小等の実施に当たっての職員の賃金及び年次有給休暇等の取扱いについて」が発出されました。

- ・職員の体制の縮小等に当たって、やむを得ず職員を休業させる場合には、休業させたことに対する手当を支払うよう就業規則に定めるなど、労働者が安心して休むことができる体制を整えられたい。
- ・施設型給付費等が通常どおり支給されていることを踏まえ、職員の体制の縮小に当たっては、休ませた職員についても通常の賃金を支給するなど、人件費の支出について適切に対応されたい。
- ・年次有給休暇は、原則として、労働者の請求する時季に与えなければならないものであり、使用者が一方的に取得させることはできないものであること（労働基準法第 39 条第 5 項参照）に留意されたい。

上記 3 点が施設や法人に対して示されたほか、都道府県や政令市・中核市に対しても指導監査の際等にこれらに留意するよう求めています。

また、同日に「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について（第五報）」も発出され、5 月 14 日時点の Q&A に追記する形で、問 14～16 「プール活動を行う際の対応」「熱中症予防における留意点」「保護者等が参加する行事開催時の感染拡大防止の措置」などが示されています。詳細は事務連絡（PDF）をご参照ください。

保育所等における保育の提供の縮小等の実施に当たっての職員の賃金及び年次有給休暇等の取扱いについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000635325.pdf>

保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について (第五報)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000635228.pdf>

◆【H31 年度上半期 (遡及改正単価版)】委託費計算書の一部修正について◆

保育所サポートデスクの会員専用ページでのダウンロードをご案内しておりました委託費計算書について、「【H31 年度上半期 (遡及改正単価版)】委託費計算書 Ver1.0」を一部修正いたしました。

※月途中の入退所がない施設様には影響ございません。

<修正の概要>

シート名：「月途中入所情報」「月途中退所情報」

修正内容：D列の市町村欄が入力できない状態となっていたため、入力できるように修正

上記の修正を行ったデータを再度会員専用ページに公開しておりますので、委託費計算書ご利用いただいている施設様・法人様におかれましては、改めてダウンロードしていただければ幸いです。

2019 年度委託費計算書(遡及改正単価版)

<https://childcaresupport.net/wp-content/uploads/2020/06/%E3%80%902019%E5%B9%B4%E5%BA%A6%EF%BC%88%E9%81%A1%E5%8F%8A%E6%94%B9%E6%AD%A3%E5%8D%98%E4%BE%A1%E7%89%88%EF%BC%89%E3%80%91%E5%A7%94%E8%A8%97%E8%B2%BB%E8%A8%88%E7%AE%97%E6%9B%B8.zip>

|||||

特定非営利活動法人 福祉総合評価機構

保育所サポートデスク事務局

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 6-15-1 ラ・トゥール新宿 707

TEL 03-6279-0331 (代表) FAX 03-5909-3220

URL <https://childcaresupport.net/>

mail [supportdesk@fukushi-hyouka.net](mailto:supportdesk@fukushi-hyouka.net)

|||||